

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 11. 3

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## 法人・団体は政治資金を寄付できません。

### — 公薦献金、党費代納、団体資金寄付など禁止 —

- ◎ 政党公薦と関連して金品をやり取りする行為や党費を代納する行為、団体の資金で政治資金を寄付する行為などは厳格に制限されます。

政治資金は代価や条件を有する場合が多いことから、このような不法政治資金の寄付を源から封鎖するために【政治資金法】では国内と国外を問わず法人・団体の政治資金提供を禁止しており、何人(なにびと)も法人・団体と関連した資金で政治資金を寄付できないようにしています。(第31条)また、政党の候補者公薦や入党などの条件を前提として政治資金をやり取りする行為を厳格に制限しています。(第32条)

#### [政治資金法により禁止された政治資金寄付行為]

##### 法人資金での 党費 納付

- 当該法人の構成員を特定政党に入党させた後、法人資金で巨額の党費を納付する行為

##### 団体活動費で 後援金 納付

- 団体の代表者がその団体の活動費・業務推進費を利用して特定の政治家のための後援金を納付する行為

##### 個人・団体の 政治資金募金・寄付

- 政治資金法にともなう後援会ではない個人・法人・団体が在外国民らから後援金を募る行為

##### 会社役員 の政治資金寄付斡旋

- 会社の役員が職員らを抑圧する方式で後援金を納付するように誘導する行為

##### 公薦献金收受

- 政党公薦と関連して影響力の行使をお願いする名目で金品をやり取りする行為

##### 党費代納行為

- 党員を募集しながら入党願書だけ受け付け、その入党願書作成者の党費を代わりに納付する行為

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が  
オープンしました。